

2. 考古学的調査から見た仙台城二の丸地区の変遷

仙台城二の丸地区の考古学的調査によって検出された遺構と、絵図などの記録との対比については、これまで各報告の際に検討してきた。ここでは、これまでの調査成果全体を、まとめて検討してみたい。

(1) 文献記録等に見える二の丸地区の変遷

最初に、文献記録等に見える二の丸地区の変遷と、これまでの調査地点の時期区分との対応関係を整理しておきたい。二の丸地区の土地利用や建物配置に大きな変化をもたらしたと考えられる事柄を年表風に抜き出せば、以下のようになる。

慶長5年～慶長末年頃（1600年～1614年頃）

伊達宗泰（初代藩主伊達政宗の四男）の屋敷の造営

元和2年（1616年） 地震により本丸櫓・石垣崩壊

元和6年（1620年） 五郎八姫（政宗の長女）の帰仙に伴う西屋敷の造営

寛永15年（1638年） 二代藩主伊達忠宗による二の丸の造営

寛文元年（1661年） 五郎八姫死去、旧西屋敷は天麟院様元御屋敷と呼ばれるようになる

元禄年間（1688～1700年） 二の丸改造、旧西屋敷の範囲に中奥が拡大

文化元年（1804年） 落雷による火災のため二の丸全焼・再建

明治2年（1869年） 版籍奉還

明治4年（1871年） 廃藩置県

明治15年（1882年） 火災による旧二の丸建物群全焼

これら以外にも、地震などの天災による被害と、その復旧の記事があるが、二の丸全体に影響を及ぼすほどのものではないと思われるため、ここでは割愛した。

これまでの調査で、江戸時代を通じた変遷が明確になっているのは、第5地点（年報6・7）と第9地点（年報8）の調査である。この両地点の、出土遺物の年代や土地利用の変化をもとにした時期区分を、文献などで知られる二の丸地区の変遷に対応させたのが、図43である。第5地点・第9地点以外の調査地点でも、個々の遺構や、特定の部分については、大まかな時期が明らかになっているものがあり、それらについては、必要に応じて触れていくこととする。

(2) 二の丸造営以前の遺構

二の丸造営以前の遺構が発見されている調査地点としては、第4地点（年報5）、第5地点（年報6・7）、第9地点（年報8）があげられる。また、第2地点（年報1）でも、二の丸期

第5地点	模式図	年号	仙台城関連年表	第9地点
竹林				
西屋敷遺構群 建物跡・庭園跡	Ia期	慶長	1600 仙台城本丸築城開始	I 期 宗泰屋敷遺構群 建物跡・溝跡 煙跡
天麟院様元御屋敷? 建物跡・井戸跡 排水施設(池跡)	Ib期	元和	1616 地震 1620 五郎八姫帰仙、西屋敷造営	
大規模な整地層 煙跡	II期	寛永	1638 二の丸造営開始	
		正保	1661 五郎八姫死去、旧西屋敷は天麟院様元御屋敷と呼ばれるようになる	
		承応		
		万治		
		寛文		
		延宝		
		天和		
		貞享	1688 元禄年間の二の丸大改造	
		元禄	1700	
		宝永		
		正徳		
		享保		
		元文		
		寛保		
		寛延		
		宝暦		
		明和		
		安永		
		天明		
		寛政		
		享和	1804 落雷により二の丸全焼	
		文化		
		文政		
		天保		
		弘化		
		嘉永		
		安政		
		文久		
		元治		
		慶応	1868 明治維新 1869 版籍奉還に伴い二の丸に勤政府設置 1871 废藩置県に伴い東北鎮台設置	
		明治	1882 二の丸殿舎焼失	
		大正		
		昭和		
建物跡・便所跡 堀跡・ゴミ穴 石組溝跡・暗渠	IV期			VI期 第二師団遺構群 建物跡・便所跡 堀跡・暗渠・溝跡 排水レンガ跡

図43 仙台城二の丸地区変遷模式図

Fig. 43 Generalized figure of transition at Ninomaru area
Ninomaru i.e. the second citadel of Sendai Castle

の礎石建物跡の下層から、溝が1条検出されているが、年代が限定できず、周辺でこの溝以外の遺構が検出されていないため、詳細な検討は難しい。第5地点については、年報7において検討したので、詳しくは取り上げず、最後に簡単に触れることとし、ここでは第9地点の下層遺構を中心に検討してみたい。第9地点では、二の丸造営時と考えられる大規模な整地層の下から、Ia期・Ib期・II期の3時期の遺構が発見されている（図44・45）。まず、これらを検討してみたい。

① 伊達宗泰の屋敷と第9地点下層遺構の関係

寛永15年（1638年）の二の丸造営以前には、その場所には伊達政宗の四男である伊達宗泰の屋敷が置かれていたことが、『東奥老士夜話』の中に見える。『東奥老士夜話』は、成立年代や作者が不明の文献であるが、伊達政宗時代の仙台城や各種施設の造営の経過や由来などが、その中に記されている。関係する部分を抜き出せば、以下の通りとなる。

御二の丸御普請之事

一貞山様御代には。御本丸に被成御座候故。御二の丸には。伊達三河守殿御やしき御座候義山様御二の丸御取立之刻。三河守殿廣間を御用被成。只今の御廣間は。則三河守殿廣間の由。堀江傳七と申者物語承候。傳七は七十六七にて。十ヶ年已然病死仕候。

貞山様とは初代藩主伊達政宗、義山様とは二代藩主伊達忠宗、三河守とは伊達宗泰のことである。堀江傳七なる人物は、二の丸造営時の御作事方小役人に名が有り（坂田啓編1995）、『東奥老士夜話』のこの記述に関しては、事情を良く知る立場にあったとは言えるであろう。伊達宗泰の屋敷については、それを描いた絵図は知られておらず、この記載が唯一の資料である。

伊達宗泰は、伊達政宗の四男として慶長7年（1602年）に伏見屋形にて誕生し、童名を愛松丸と称した。翌慶長8年（1603年）に、玉造郡岩出山城主となる。元服は慶長19年（1614年）。寛永15年（1638年）に37歳で死去している。

岩出山伊達氏家譜（世臣家譜卷一）には、次のように記されている。

宗泰年甫二歳、慶長八年十一月賜玉造郡岩出山城、養于公室者有年、及長寛永三年在江戸邸、列諸侯、以五万石之分、仕將軍幕下、後罷仕還国列一門、仕当家、族譜曰、幕府不賜采地、貞山公請罷仕還国、子孫列一門云

すなわち、寛永3年（1623年）以降、宗泰は江戸に常駐し、幕府の御用を勤め、大名参賀などにも列席している。知行地は賜っていないが、大名の資格で幕府に出仕し、取り扱いも大名並となっていた。政宗としてはやがて采地を与えられ、正式の大名に取立られることを期待していた（平重道編1974）。このあたりの事情は、寛永6年（1629年）3月20日の政宗の書状に、宗泰が江戸詰めで召使われるため、幕府から客分の士に与える知行を賜るよう、内々に交渉しているが埒があかないとの記載があることからも伺える（平重道編1973）。

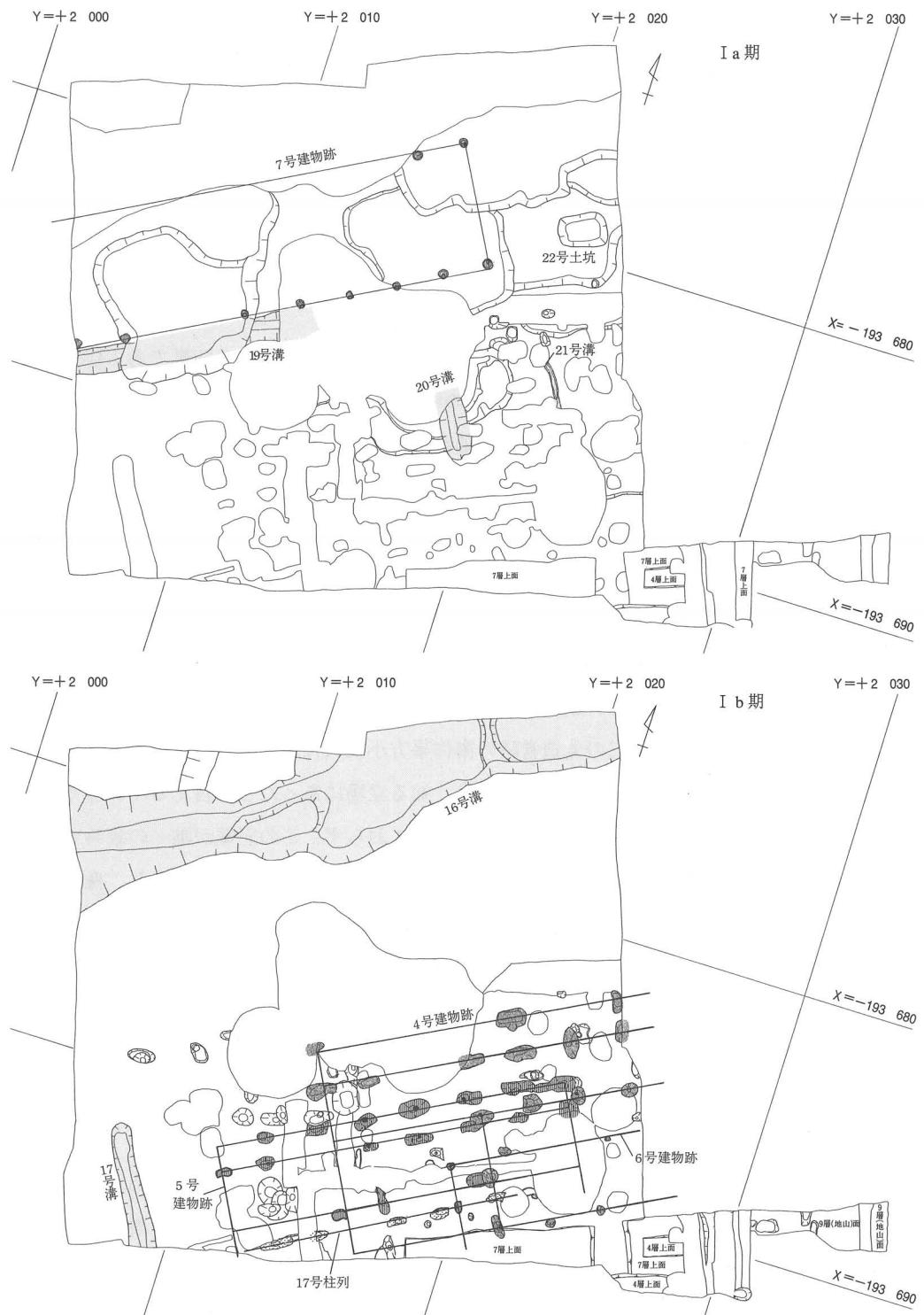


図44 仙台城二の丸跡第9地点 I期の遺構配置図

Fig. 44 Distribution of features at NM9 (phase I) NM9 i.e. Location 9 of *Ninomaru* (the second citadel of Sendai Castle)

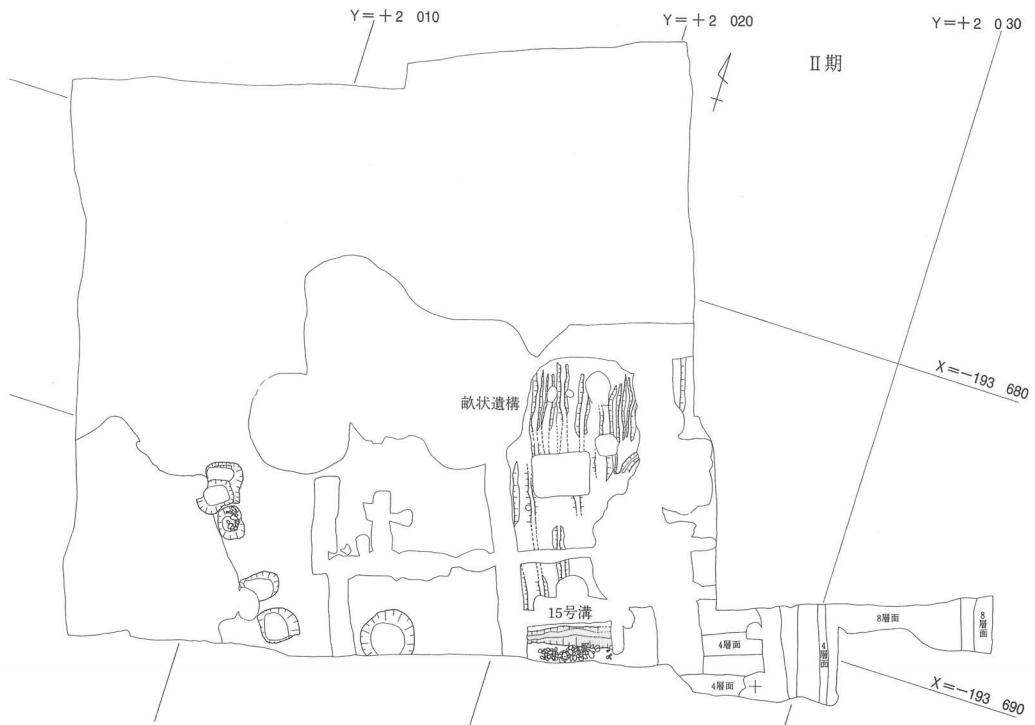


図45 仙台城二の丸跡第9地点II期の遺構配置図

Fig. 45 Distribution of features at NM9 (phase II)

さて、第9地点で検出された遺構群を考えると、III期の遺構は、後に詳述するが、元禄年間の拡張以前の二の丸の範囲内に入るため、二の丸築造以前には宗泰の屋敷地であった可能性が高い。そこでまず、III期以前のIa期・Ib期・II期の年代について検討したい。

Ia期・Ib期の遺構群を埋めている埋土や整地層出土の遺物は、Ia期を埋めるものには織部が含まれず、Ib期では織部が入るという違いがあり、後者の方が若干新しい様相を示すが、いずれも17世紀初頭に限定される。これらの出土遺物の様相から、Ia期の開始時期が、慶長5年（1600年）の本丸築造開始から大きく下ることは考え難く、おおよそ同じ頃に、この地区的屋敷の造営がなされたものと考えておきたい。II期の遺構は、寛永15年（1638年）の二の丸造営に伴う大規模な整地層によって埋められており、その下限は確実である。この間のIa期からIb期、Ib期からII期への移り变わりが、何時であったかについては、出土遺物から限定することは困難である。次に詳述するが、隣接する第4地点の状況を合わせて考えると、Ib期の調査区北端で検出された16号溝は、北側に造られた西屋敷と宗泰の屋敷を区画する溝と考えられることから、この溝が造られる以前のIa期は、少なくとも元和6年（1620年）までは下らないと考えられる。しかし、これ以上、各期の年代を限定することは困難である。宗泰が江戸に上がる寛永3年以前に宗泰の屋敷があり、寛永3年以降がII期に相当する可能性も

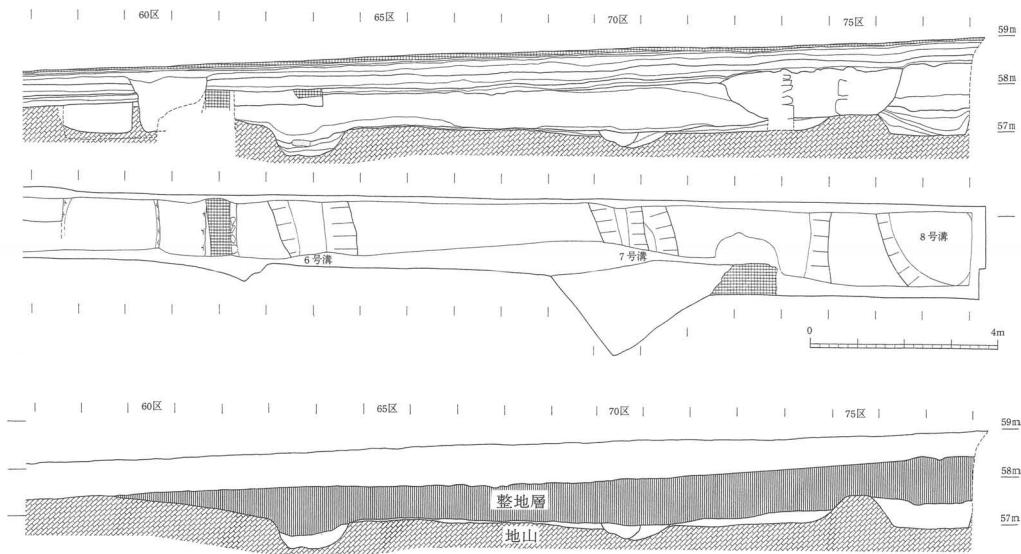


図46 仙台城二の丸跡第4地点下層検出遺構

Fig. 46 Distribution of features at NM4 (earlier phase) NM4 i.e. Location 4 of Ninomaru (the second citadel of Sendai Castle)

考えられるが確実ではなく、その辺りの詳細な状況は不明とせざるを得ない。また、政宗が仙台城本丸の築造を開始した時期は、宗泰の生誕する前であり、もしその頃に施設が造られていた場合には、宗泰の屋敷以外の施設であったことを想定しなければならない。したがって、宗泰の屋敷としてこの場所が使われていたとしても、Ia期～II期の全ての期間が、宗泰の屋敷であったとは限らない。しかしながら、宗泰の上記のような立場から、仙台城の近辺に屋敷があった可能性は高く、いずれかの時期に宗泰の屋敷として、第9地点の遺構群が使用されていたものと推定される。したがって、以下では便宜的に、I期・II期の遺構群を、「伊達宗泰の屋敷」と呼称する。

② 第9地点と周辺の調査地点との関係

この第9地点I期・II期の遺構を考えるにあたっては、隣接する第4地点の調査成果が重要である。隣接する第4地点でも、二の丸造営時と考えられる大規模な整地層の下から遺構が発見されている（図46）。第4地点の下層遺構としては、調査区南端に8号溝があり、その北側に7号溝・6号溝がほぼ平行して存在する。この6号溝と7号溝を含む幅15m程の範囲は、浅い堀状になっている。2本の溝にはさまれた部分は、低湿な状況であったと推定され、6・7号溝は、浅い堀状の掘り込みの中で、排水を目的とした溝の可能性が考えられる。この浅い堀状の部分と、その南側に平行する8号溝との関係については、ちょうどこの部分が、明治時代の石組溝によって壊されており、時期差があるのか、あるいは同時存在かは、直接は不明である。年報7では、同時存在として検討していたが、再検討の結果、時間差がある可能性が考え

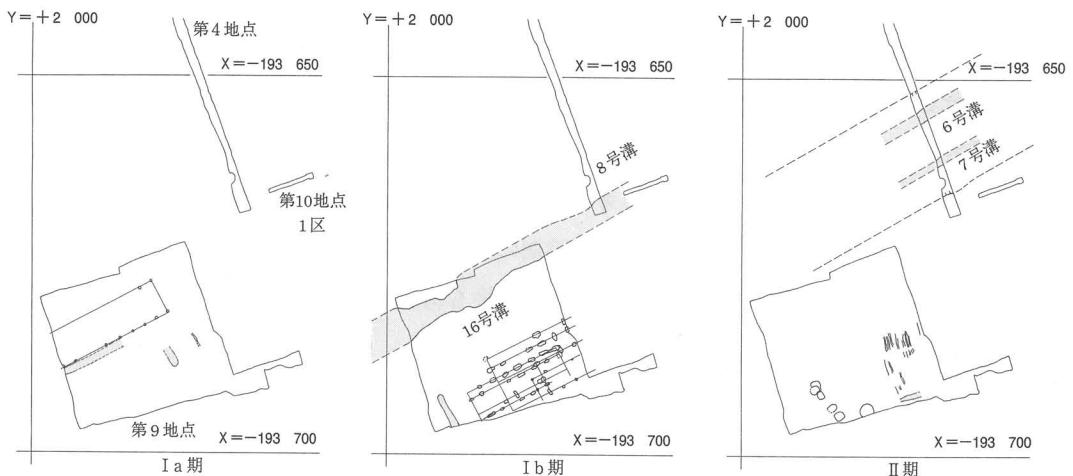


図47 仙台城二の丸跡第9地点周辺の二の丸造営以前の遺構変遷模式図

Fig. 47 Outline of transition of features around NM9 which are dated before 1638

られる。すなわち、二の丸造営時の整地がなされた段階で、8号溝がほとんど埋まっているのに対して、浅い堀状の部分は、あまり埋まっていないことから、8号溝から浅い堀状の部分（6・7号溝）という前後関係が想定できる。また、位置関係から見て、第9地点の16号溝が、第4地点の8号溝に続くと考えられる。第9地点の16号溝は、ある程度堆積が進んだ段階で、7a層の整地がなされ、その上面にII期の遺構が展開する。第4地点8号溝の埋土の最上層としたものは、この7a層に類似し、一連の整地層であると考えて差し支えない。従って、第4地点の浅い堀状の部分（6・7号溝）は、第9地点のII期に相当すると考えられる。したがって、第9地点とその周辺の遺構の関係は、図47のように整理できる。

Ia期は、第9地点で7号建物跡が検出されているだけである。この7号建物跡より北側の様相は明確ではないが、次に述べるように、第9地点より北側は、五郎八姫の西屋敷が置かれた範囲と考えられることから、これより北側に建物が展開する可能性は低いものと推定される。宗泰の屋敷の中でも、端の方にあたるものであろう。

Ib期は、前述のように、第9地点の16号溝が第4地点の8号溝につながると考えられる。この16号溝（第4地点8号溝）の東側の推定位置には、本年報で報告した第10地点1A区がある。この1A区では、工事で破壊される深さまでしか調査を行っていないため、二の丸期以前の遺構は検出されていない。しかし、東端の南壁際でごく小規模な深掘り調査を行っており、二の丸造営時の整地層の下から焼土が検出されている。これより下は調査をしていないため、不明な点が多いが、16号溝がここでは検出されない可能性もある。しかし、16号溝自体が、両岸とも直線的に伸びず、複雑に屈曲していることから、第10地点の1A区深掘り部分にはかかってこないだけかも知れない。年報7で検討したが、この16号溝、あるいは次のII期の浅い堀状

の部分は、北側の沢との位置関係から、西屋敷の南端にあたる位置に、おおよそ対応すると想定される。そのため16号溝は、宗泰の屋敷の北側を区画する溝と考えられる。このIb期の段階が、元和6年の西屋敷造営後になるかどうかは確実ではなく、北側に西屋敷が成立していたかどうかは不明である。いずれにしても、宗泰の屋敷の北側を画し、西屋敷が成立していれば、それとの間を区画するものであったと考えられる。第9地点では、16号溝の南側には、掘立柱建物跡や掘立柱列が存在し、少なくとも4時期の変遷がとらえられる。これらの建物などの西側には17号溝があり、建物に付随する施設の可能性もあるが、どの建物に伴うものであるかは明らかではない。

II期では、Ib期より北側にすこし位置を変えて、浅い堀状の施設が造られ、その底面に6号溝・7号溝が平行して造られる。このII期は寛永15年の二の丸造営時の整地で埋められているため、この段階には北側に西屋敷が存在したことは確実であろう。したがって、この浅い堀状の施設は、宗泰の屋敷と西屋敷を区画する施設であると考えられる。堀状の部分の南側は、整地が行われ、第9地点ではその上面で、ピットや畝状の遺構が検出されている。Ib期とは、この場所の使われ方が大きく変わっている。宗泰の屋敷全体で、このような状況であったかどうかは判らない。また畝状の遺構は、その形態から、畑の跡と考えた。同様の遺構は、第5地点において、元禄年間の二の丸改造時の大規模な整地の途中で検出されている。この第5地点の例も含めて、何故、このような場所で畑が作られるのか、うまく説明できない。あるいは畑ではなく、別の性格であるのかも知れない。

図48には、これまでに二の丸以前の遺構が検出されている各地点の調査区をまとめて、現地形上に記入した。第9地点・第4地点については、Ib期の遺構である。第5地点については、五郎八姫の西屋敷時代に相当すると考えられるIa期の様相を記入した。必ずしも、この両者が同時に存在したかどうかは不明であるが、伊達宗泰の屋敷と西屋敷の関係を明確にするための便宜的なものである。西屋敷の範囲は、年報7で検討した結果をもとに推定したものである。

③ 第9地点I期の建物跡

伊達宗泰の屋敷の範囲については、北側の西屋敷との境は判明したが、それ以外の範囲を検討する材料がなく、どれくらいの広がりを持っていたのか、現状では不明である。しかし、第9地点のIa期・Ib期で検出された建物跡が、屋敷北側の境に、かなり近い部分であることは間違いない。また、これらの建物跡は、いずれも掘立柱建物である。第5地点で検出された西屋敷の建物や、第2地点の二の丸中心部の建物跡は、いずれも礎石建物である。後に改めて検討するが、江戸時代の初頭から幕末に至るまで、主要な建物は礎石建物であった可能性が高い。したがって、第9地点Ia期・Ib期の建物跡は、宗泰の屋敷内でも中心的な施設ではなく、周辺の付属的な建物であった可能性を考えておきたい。

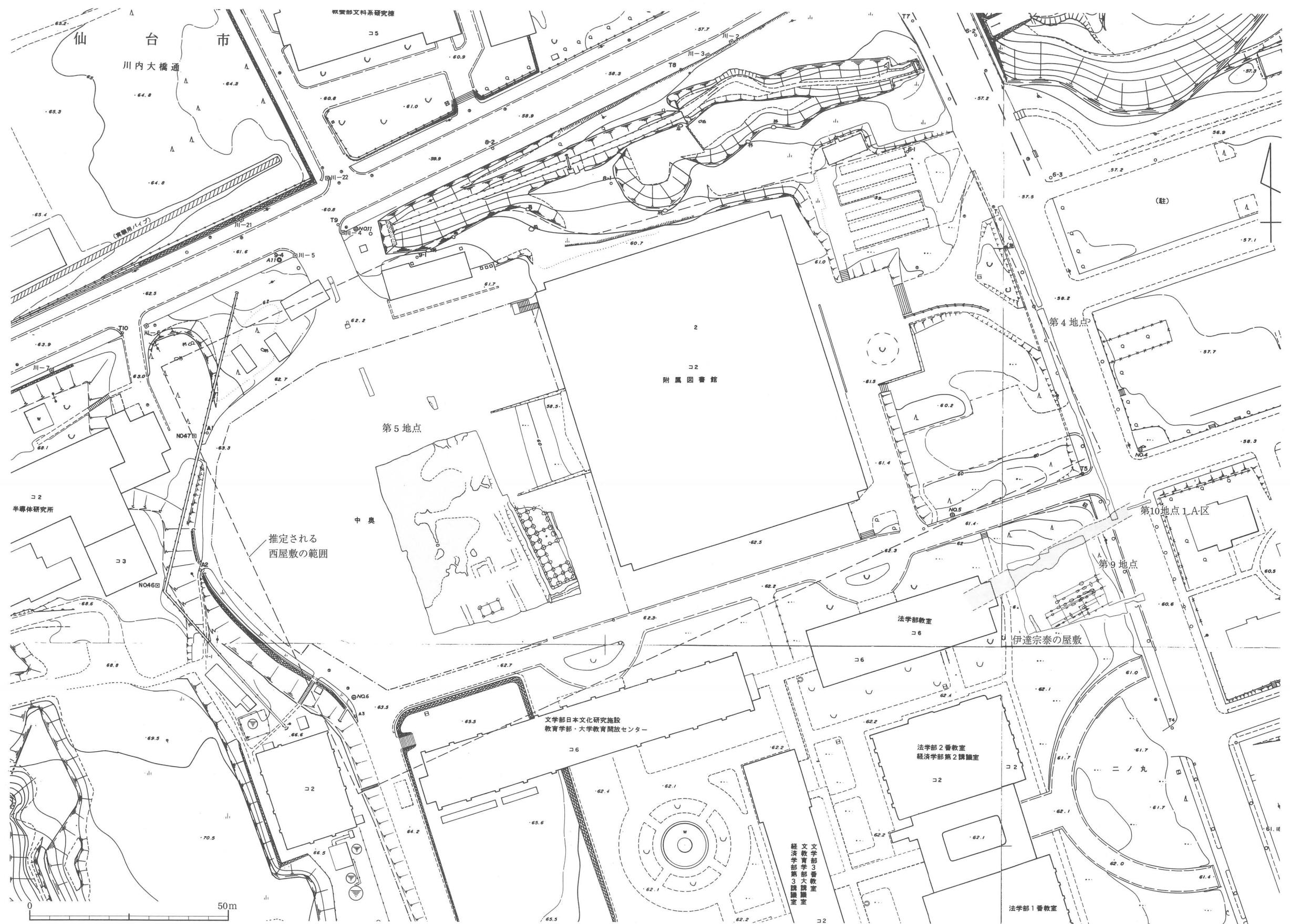


図48 伊達宗泰の屋敷と西屋敷の遺構

Fig. 48 Features estimated to be the residence of *Muneyasu* and *Nishiyashiki*, the residence of *Iroha-hime*

(3) 二の丸期の遺構と絵図との対比

これまでの調査で発見された二の丸期の遺構と、絵図に見える施設との対比については、年報7において、それまでの調査結果に基づいて検討を加えた。ここで、あらためてその概要を記すと以下の通りとなる。

第5地点で発見された門跡は、二の丸中奥北側の門に相当し、門跡の東側で検出された多量の柱穴は、門から東に伸び、中奥北側を画する塀跡と、その脇に造られた「腰掛」に相当する。門跡から北側は、道路や「中奥馬場」を経て、二の丸北側の堀に至る区域にあたる（付図1参照）。この第5地点発見の門跡を基準にして、第2地点・第3地点の検出遺構を再検討したところ、第2地点は「小広間」の西側の、「伺公之間」と「時斗之間」にはさまれた「御櫻通」に相当し、第3地点は「元御書院」から、その南側の部分にあたると推定された（図51）。これまでの調査で検出された二の丸期の建物は、ほぼN-25度-Wの方向を示すことが判明しており、二の丸造営の基準がこの方向であると想定して、検討した結果である。以下の検討でも同様に、N-25度-Wの地割りと考えて検討する。

① 二の丸建物の1間の寸法について

二の丸を描いた絵図の中には、1間ごとの方眼を描き、その上に建物などの施設を描いているものがあり、これを利用すると、距離を算出することができる。その場合、1間の長さが、どれくらいであるかが問題となる。昭和20年（1945年）7月の仙台空襲まで残っていた大手門では、戦前に実測が行われており、1間=6尺5寸であった（佐藤巧1967）。これまでの調査では、1間を6尺5寸と見た方が遺構と良く対応するため、この寸法で検討してきた。しかしながら、1間が6尺5寸あるいは6尺3寸のいずれかではないかとの見解もある（年報1、p.132）。実際、年報7において、1間=6尺5寸と仮定して絵図と対比させた結果、幾分かの誤差が出ている。そこで、年報7で検討した、第5地点と第2地点の遺構間の距離と、絵図から計算した距離との比較を、改めて行ってみたい。第5地点の中奥北側の塀が門跡西端にあたる位置（図49点A）と、第2地点の「小広間」の周囲をめぐる廊下の西側の北端（図49点B）との間の距離を比較する。前回の検討では、1間の寸法を6尺5寸（197cm）とした比較だけであったので、ここでは6尺3寸（191cm）の場合もあわせて比べてみたい。なお、実寸の計測は、二の丸の地割りがN-25度-Wであるとして、縮尺1/500の図上で計測したものである。

遺構間実寸	南北	208.2m	東西	116.0m	
文化元年図	南北	109間	208.19m	東西 63間	120.33m (1間=6尺3寸)
文化元年図	南北	109間	214.73m	東西 63間	124.11m (1間=6尺5寸)
享和二年図	南北	108.5間	207.235m	東西 64間	122.24m (1間=6尺3寸)
享和二年図	南北	108.5間	213.745m	東西 64間	126.08m (1間=6尺5寸)

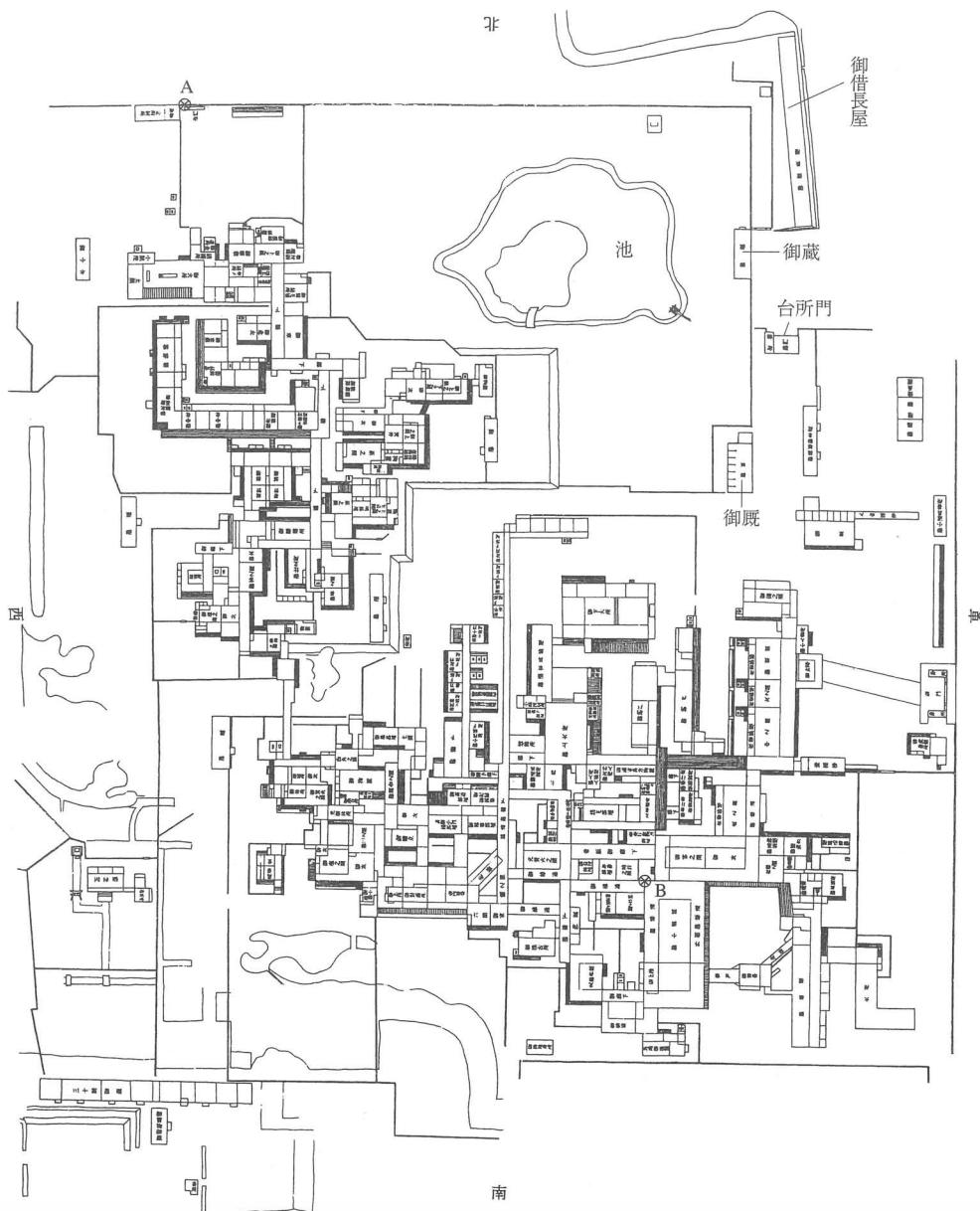


図49 享和二年之御家作御絵図写 (『近世武士住宅』より、一部改変)
Fig. 49 A transcript of construction plan for *Ninomaru* (originally drawn in 1802)

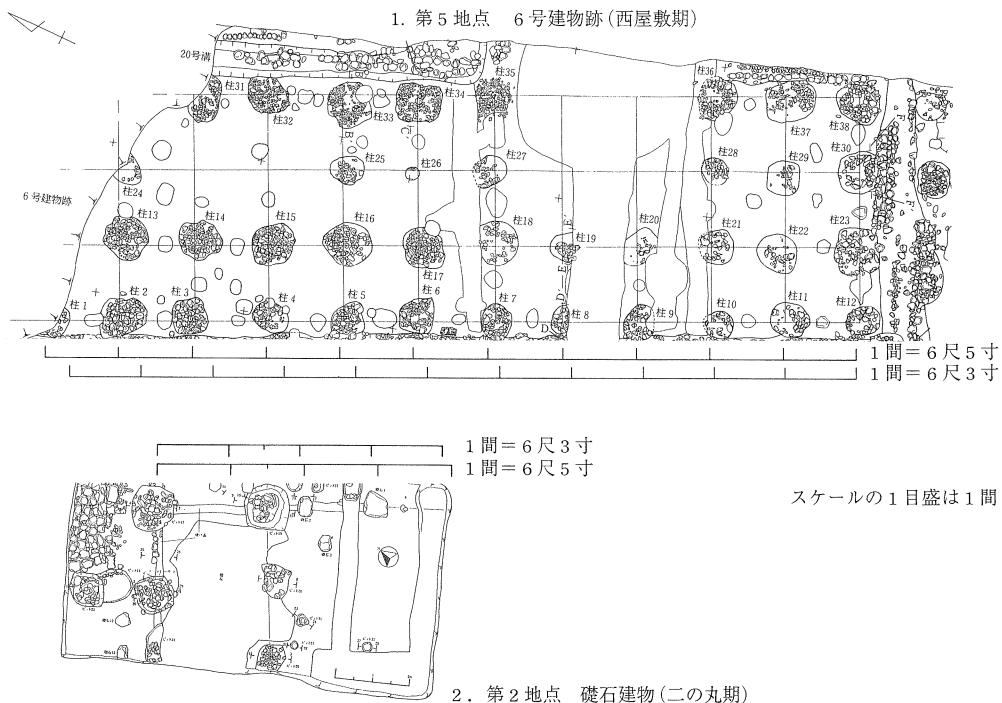


図50 仙台城二の丸地区検出礎石建物の柱間間隔

Fig. 50 Spaces of pillars of the building constructed on foundation stones found at *Ninomaru*

6尺5寸と見た場合、最大で5間ほどの誤差がでる。6尺3寸では、最大で3間ほどの誤差でおさまる。特に文化元年図の場合、南北ではほとんど一致し、東西で2間ほどの違いでおさまっている。これを見る限りでは、1間を6尺3寸と考えた方が良く対応する。

一方、実際に調査で検出された遺構の柱間の寸法は、1間を6尺5寸と考えた方が良く対応する。元和6年に造営された西屋敷の時期と考えられる、第5地点 I a 期の6号建物跡では、西側桁行で11間分の礎石据え方が検出されている。図50に示したように、1間を6尺3寸とするとずれが大きくなりすぎ、1間 = 6尺5寸であることはほぼ間違いない。ただし、この建物は二の丸造営以前の建物であるため、二の丸期とは異なっている可能性も全くないとは言い切れない。二の丸期の建物跡では、塀や門跡は、柱間間隔が1間ごとでは無い場合が多く、検討が難しい。また、掘立柱建物の場合、柱痕跡が明確でないと、正確な検討は困難である。そのため、第2地点で検出された礎石建物跡を検討したい。図50に示したが、6尺3寸ではややずれが有り、6尺5寸とした方が良く対応する。しかし、両者の差は、1間でわずか6cm程度であり、限定された調査区内で検出された遺構群の位置関係だけで確定することは難しい。

このように、6尺3寸とした場合、絵図でのずれはほとんど無くなるが、実際の遺構の柱間寸法とは、あまり合わなくなる。またこの場合、二の丸造営以前と、二の丸期では、柱間寸法

が変化したと考えざるを得なくなる。一方、6尺5寸と考えると、このような問題は無くなるが、逆に絵図とのずれが大きくなる。絵図とのずれは、絵図に記載される際に、微妙なずれが累積した結果と考えられる。現状では、どちらとも決定し難い。以下の検討では、両方の可能性を考慮しながら進めていくこととするが、記述の煩雑さを避けるために、特に記さない場合は、1間を6尺5寸と想定した場合とし、6尺3寸と仮定した場合にのみ、その旨記述する。

なお付図1では、1間=6尺3寸にほぼなるように縮尺した図を使用したが、これは二の丸が6尺3寸を1間としていたと断定したわけではない。絵図のずれが累積した結果と考えた場合、遺構に合わせるために、どの部分でずらして行くべきかの判断が難しいためで、あくまで便宜的な措置である。

また、方眼を描いた絵図の中では、宮城県立図書館所蔵の「文化元年御家造絵図写」(1804年)が、建物の柱配置や、部屋の中の施設まで、一番細かく描かれている。そのため、今後の検討では、この文化元年図を基本的に使用し、必要に応じて、その他の絵図も使うこととする。

② 第10地点検出遺構と絵図との対比

ここでは、前号の年報8で報告した第9地点と、本年報で報告した第10地点について検討する。順序は逆になるが、第2地点に近い場所である第10地点について、まず検討し、次に第9地点について検討を加えることとする。

第2・3地点の絵図との対比をもとに、文化元年図に第10地点2・3・4区の位置を対応させたのが、図51である。第10地点の2区は、「御奉公衆御留置所」と「御奉公衆狭箱置所」の前に東西にのびる2本の廊下に挟まれた部分と、その周辺にあたる。文化元年図では、この2本の平行する施設には名称が書かれていないが、「享和二年之御家作御絵図写」(図49、宮城県立図書館所蔵)では、「廊下」と記されている。

第10地点2区検出の石敷遺構は、2本の廊下に挟まれた、建物のない露地の部分に、ほぼ位置が相当する。ただし、この文化元年図では、2本の廊下の間が、2間半(4.8~4.9m)であるのに対して、石敷遺構の南北の幅は5.7mでほぼ3間である。また、調査区東端で検出された底面に扁平な礫を据えた掘立柱柱穴であるピット2も、2本の廊下の西側で交差する南北廊下の柱の位置から、半間西にずれている。

次に、齊藤報恩会所蔵の「御二丸御家作水抜御絵図」に対応させたのが図52である。この絵図では、文化元年図とは微妙に間数が異なり、第2地点と第3地点の関係では、文化元年図の方が良く対応する。第2地点の位置を基準に合わせると、第10地点2区は、先に見た文化元年図とは、逆に東に半間ずれるところに対応する。この絵図は、名称の通り、二の丸内の排水関係の溝などが描かれている。第10地点2区に対応する部分では、2本の廊下の中央に直交する形で、溝が南北に走っており、これが2区で検出された石組溝に対応すると考えられる。溝の

位置は、絵図の方が東に半間ずれている。絵図ではこの溝は、廊下にはさまれた露地の部分のすぐ北側で、西側に斜めに分岐しているが、検出遺構では、そのような分岐は発見されていない。また、2本の廊下に挟まれる露地の南北の長さは、3間となり、この点は、遺構の実態に良く対応する。

文化元年図と水抜絵図ともに、細かな部分では異なる点も残るが、全体の位置関係としては、良く対応していると考えて良いであろう。文化元年図で建物の柱割付を見ると、必ずしも1間の倍数ではなく、柱間が半間や1間半などになる場合も多い。場所によっては、3間半の距離を4間に割っているような場合もある。絵図と遺構との微妙なずれは、建て替えによって、位置が若干ずれている場合も考え得るが、絵図に記載する際に、微妙に実際とのずれが生じている可能性も考えられる。

3区の壁面で確認された遺構については、平面精査を行っていないので、検討は難しいが、「小広間」の北東にある「御客之間」と「御次」の南側の部分に関わる遺構である可能性が、位置関係からは考えられる。4区で検出された溝状の遺構は、「中之間」の西裏手にある「腰掛」に対応するが（図51）、これも遺構の様相がほとんど明らかでないため、確実ではない。

③ 第9地点Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ期の遺構と絵図との対比

第9地点では、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ期の遺構が、二の丸期のものと考えられる（図53・54）。この内Ⅲ期は、Ⅳ期・Ⅴ期とは土地利用のあり方が大きく変わるため、Ⅲ期が元禄年間の二の丸改造以前、Ⅳ期・Ⅴ期は元禄年間の改造以降にあたる可能性が高い。また、Ⅳ期とⅤ期の境は、文化元年（1804年）の落雷による火災で、二の丸が全焼し再建されたことに対応する可能性が考えられる。

まずⅢ期の遺構群を、元禄年間の改造以降の状況を示すものではあるが、文化元年図を使い、第2地点の位置を基準に対応させると図55-1のようになる。ただし、第10地点では、東西方向で半間ほど遺構との対応がずれていたため、その分、西に半間ずらして対応させてみた。一方、第5地点の中奥の門を基準に対応させると図55-2のようになる。図56は、1間=6尺3寸となるように縮尺したもので、第2地点を基準に対比したものである。図55の1と2のずれは、前述のように、そもそも第2地点の位置推定と、第5地点の門跡の位置が、最大で10mほどずれることによる。

第5地点を基準にした場合にはずれが大きいが、他の対比では、付帯施設部分で検出された16号柱列が、二の丸裏門である「台所門」の西側に南北に走る堀に、ほぼ東西の位置関係が対応する。この16号柱列は、元禄年間の二の丸改造以前の時期の可能性が高いⅢ期の遺構としたが、Ⅳ期に下る可能性も残っている。第9地点のⅢ期・Ⅳ期については、切り合い関係や出土遺物から時期が確定できない遺構については、遺構の性格を基準に時期を分けた。Ⅳ期・Ⅴ期

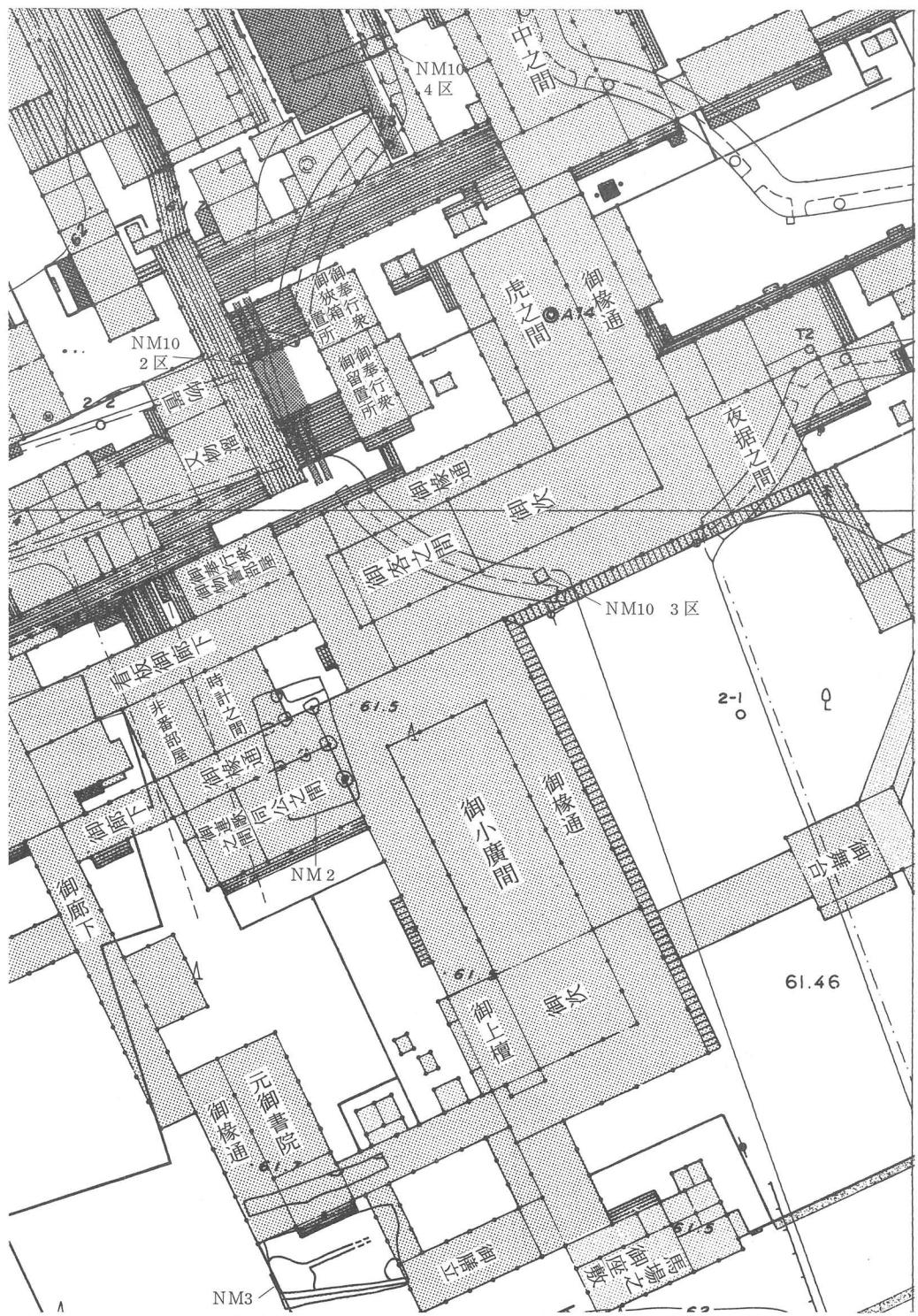


図51 仙台城二の丸跡第10地点と絵図との対比(文化元年図)

Fig. 51 Location of NM2, NM3 and NM10 corresponding to a picture map(1)

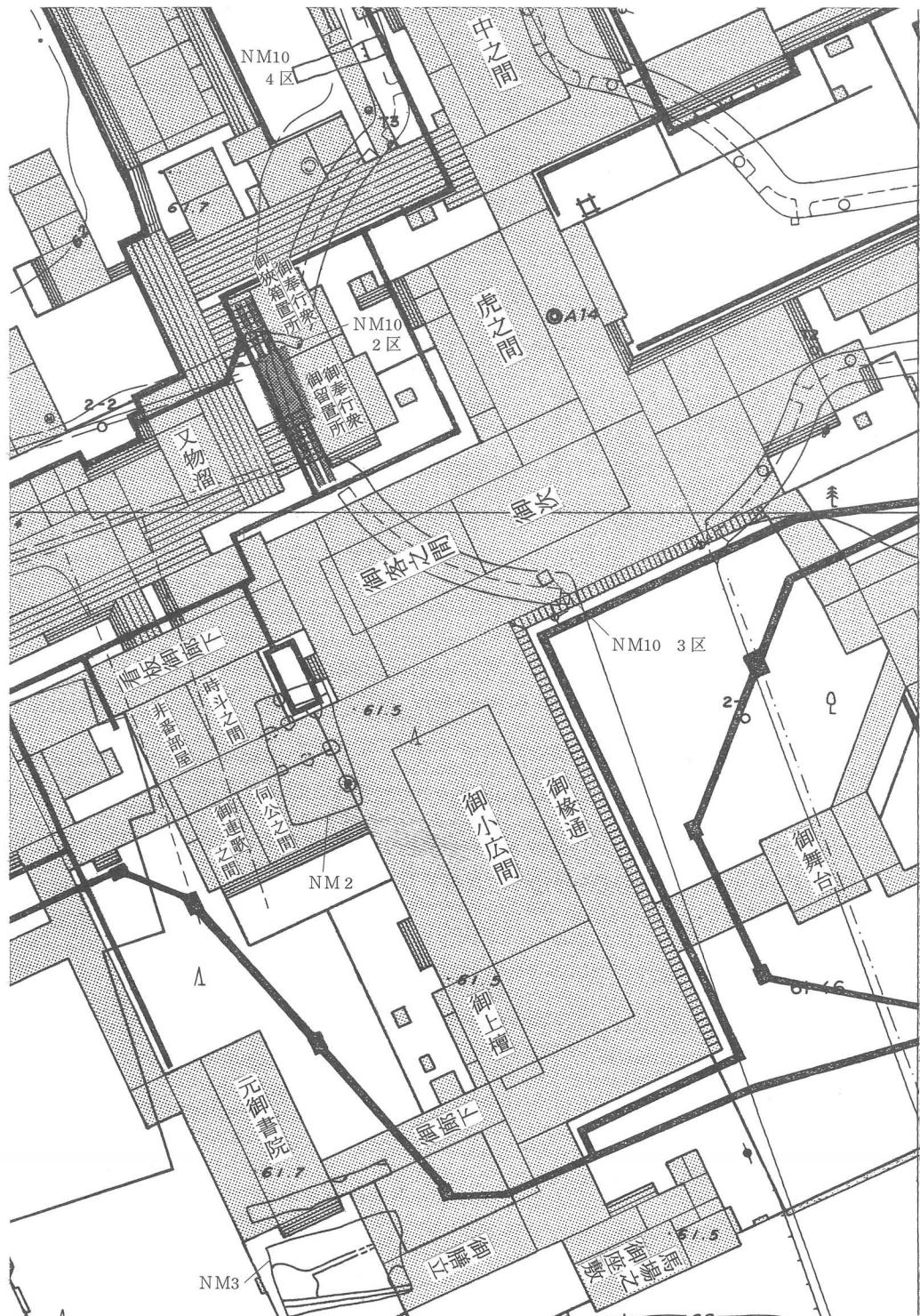


図52 仙台城二の丸跡第10地点と絵図との対比(水抜御絵図)

Fig. 52 Location of NM2, NM3 and NM10 corresponding to a picture map(2)

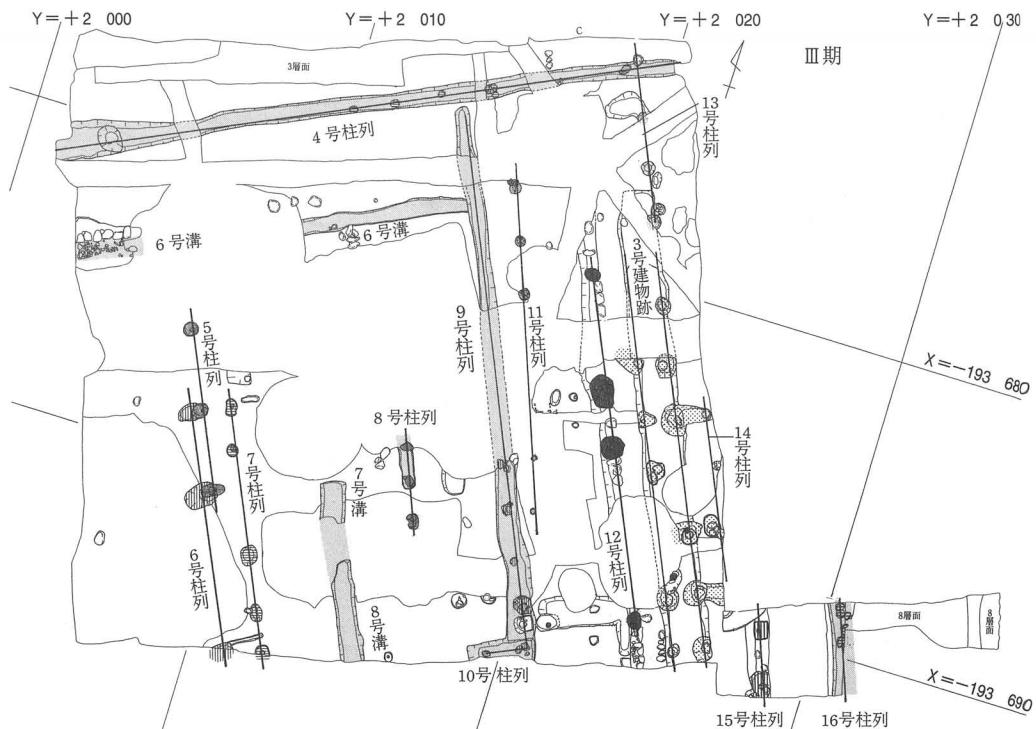


図53 仙台城二の丸跡第9地点III期の遺構配置図

Fig. 53 Distribution of features at NM9 (phase III)

では、池や土坑が展開するため、時期の確定できない柱列は、便宜的にIII期にまとめた。16号柱列も直接の切り合い等がなく、III期に含めたが、IV期に下る可能性も残っている。そのため16号柱列が、二の丸拡張以降の堀に対応する可能性があるものと考えたい。ただし、16号柱列は3c層に覆われており、V期まで下ることは無い。また、絵図と実際が若干ずれている可能性も考慮すると、16号柱列に位置が近い15号柱列なども、その可能性がある。また、16号柱列より東側の区域は、16号柱列やその西側の南北方向の柱列などの、柱底面の深さまで現代の削平がおよんでおり、この場所に同様の柱列が本来存在した可能性は否定できない。したがって、「台所門」西側の南北方向の堀が、16号柱列より東側に存在した場合も考えられる。いずれにせよ、16号柱列かそれに近い場所に、元禄年間以降の「台所門」西側の南北方向の堀が存在したものと想定しておきたい。

南北の位置関係を決めるための材料は少ないが、第2地点を基準に合わせた場合には、「御厩」を囲む堀が調査区内にかかってくる。一方、第5地点を基準に対応させた場合には、中奥の建物の近くまで続く大きな池が調査区内に入ってくることとなる。いずれについても、対応するような遺構は、IV・V期には検出されていない。両者の中間という位置関係が、妥当な所であろう。6尺3寸で対応させた場合、両者のほぼ中間に対応する位置になる。

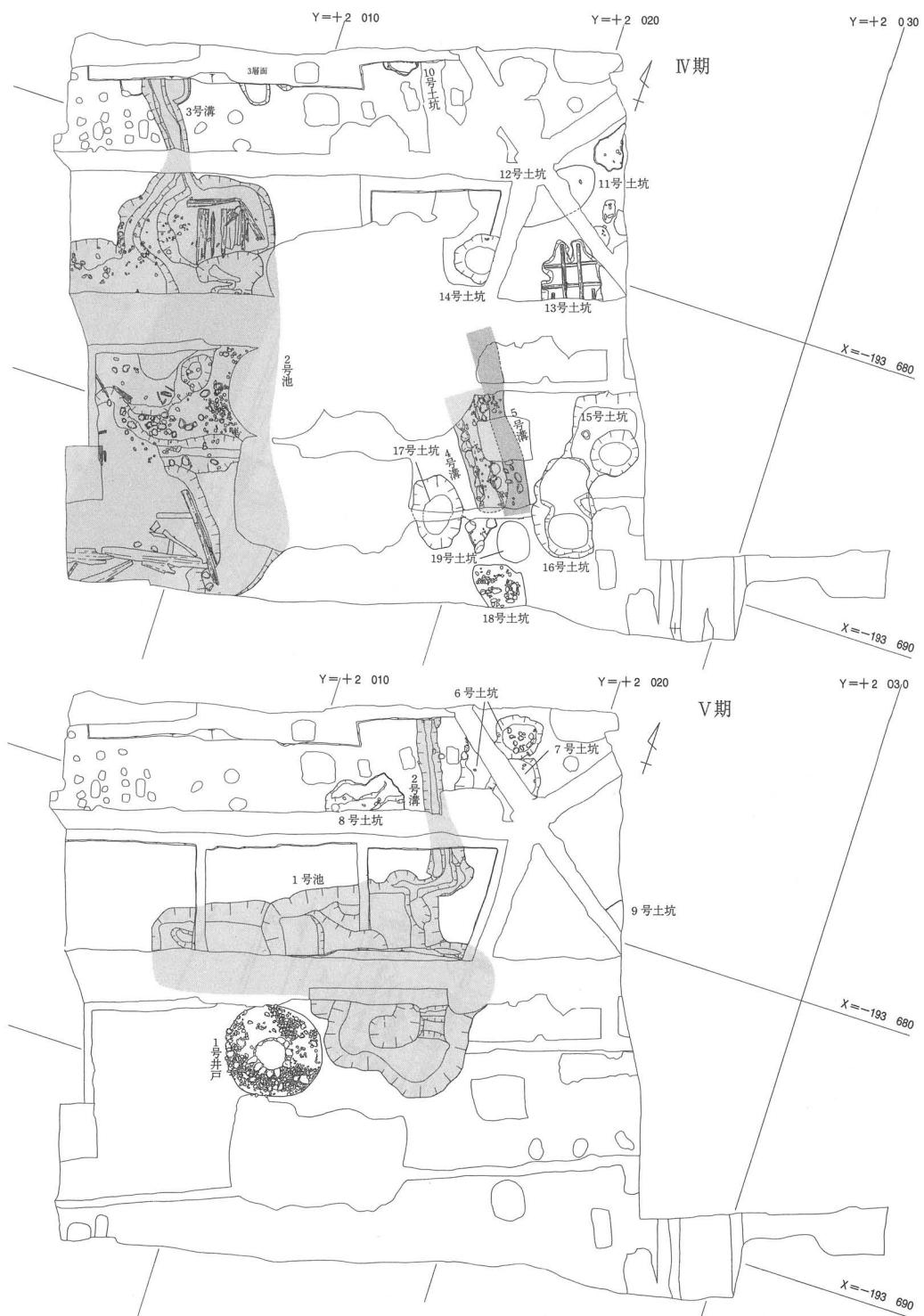


図54 仙台城二の丸跡第9地点IV期・V期の遺構配置図

Fig. 54 Distribution of features at NM9 (phase IV and V)

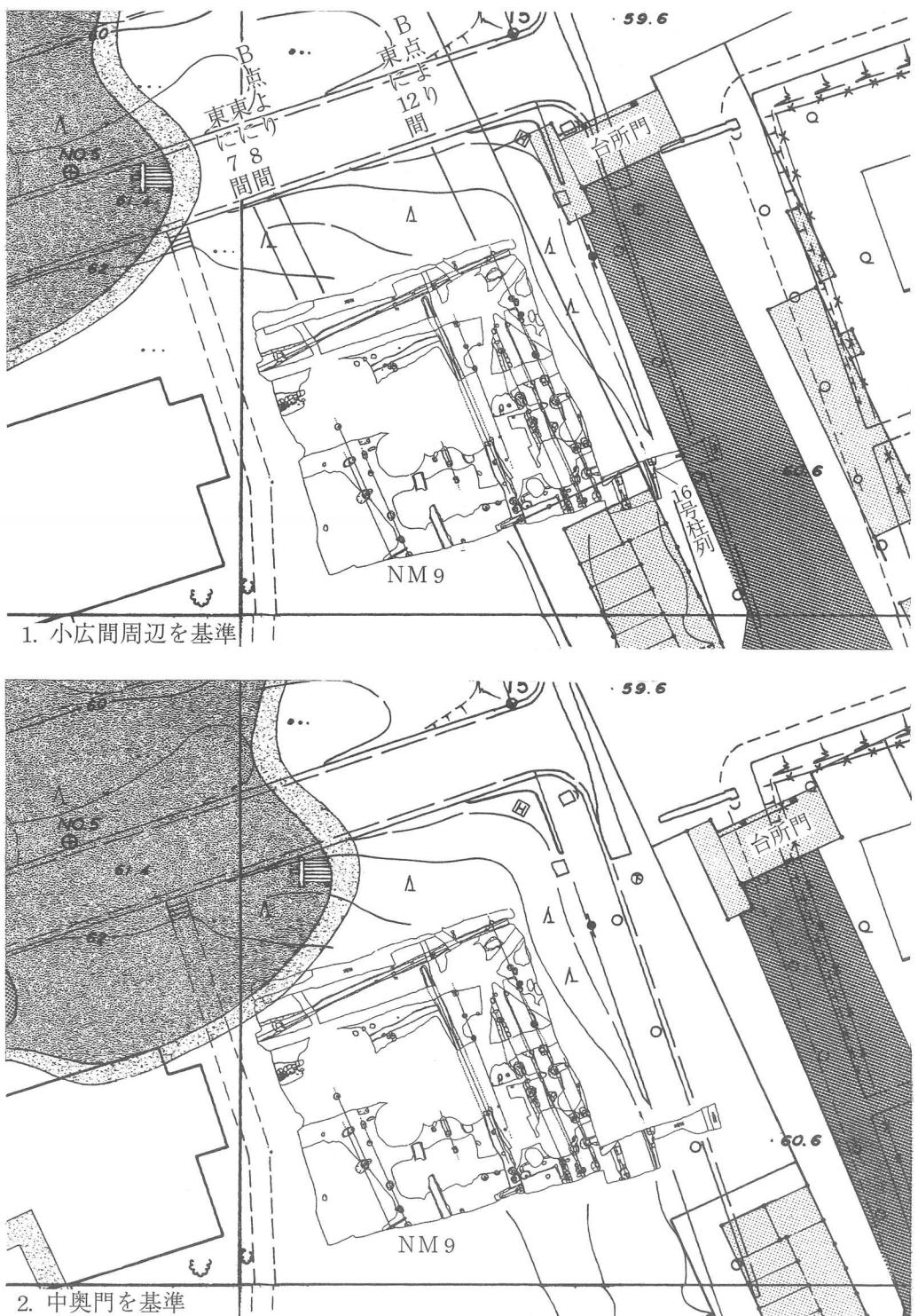


図55 仙台城二の丸跡第9地点と絵図との対比(1)

Fig. 55 Location of NM9 corresponding to a picture map(1)

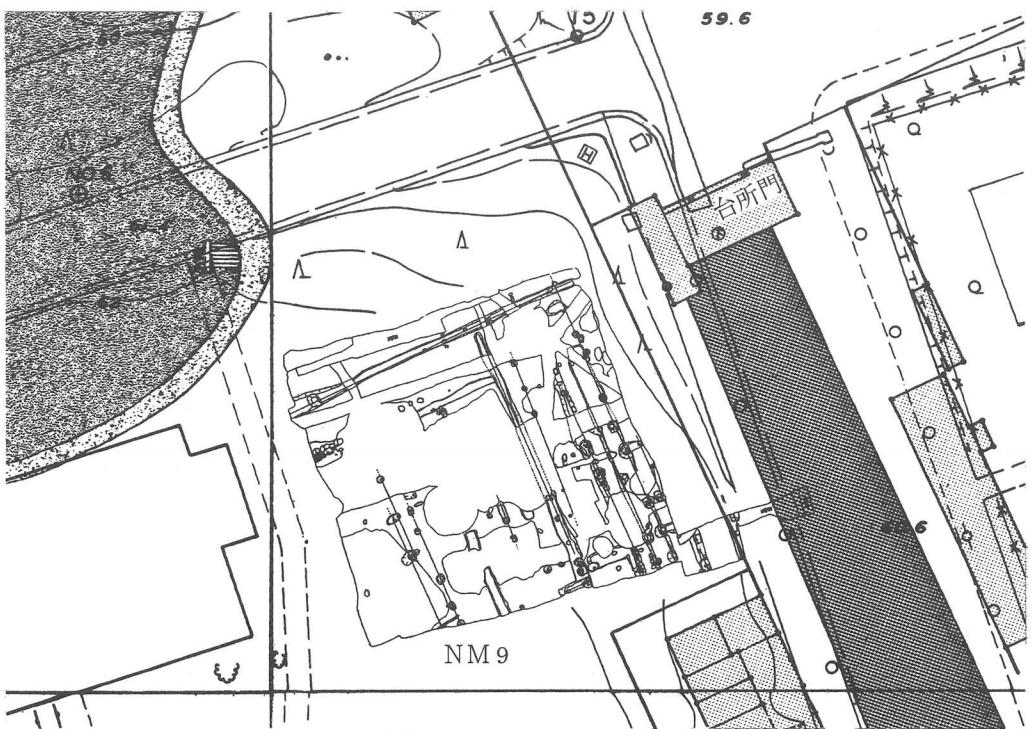


図56 仙台城二の丸跡第9地点と絵図との対比(2)

Fig. 56 Location of NM9 corresponding to a picture map(2)

一方、元禄年間の改造以前の状況を示す絵図は少なく、この区域が描かれているのは「肯山公造成木写之略図」だけである（図57）。元禄年間頃の絵図と考えられているが、二の丸中奥が元の西屋敷の範囲まで拡大される前の状態を描いている。この絵図を使って、台所門の西側に南北にのびる堀（図58の堀A）を南側にのばし、東西の位置関係を見ると、「小広間」西側の基準点としたB点から、東に14間の位置になる。すなわち、先の文化元年図で見たよりも、2間西側にこの堀がある。また、この南北方向の堀からは、枠形状に2本の堀がのびている。北側を堀B、南側を堀Cとすると、堀Bが南におれるところは、点Bから東に7間、堀Cが北に折れるところは、点Bから東に8間にあたる（図55-1）。したがって、調査区東側の、9号柱列から15号柱列にいたる範囲の、南北方向の柱列が、絵図に見える堀Aに対応する可能性が高い。その場合、3号建物跡は控柱を有する堀か、あるいは堀に取り付く、細長い建物になるものと考えられる。これらの西側で検出された5～8・10号柱列、7・8号溝は、堀Bと堀Cからなる、枠形状の施設を構成する堀になる可能性が考えられる。7・8号溝は、断面形状などから、布堀の柱列になるものと思われる。6号溝は、方向が一致することから、攪乱をはさんだ東西を一連の溝と考えたが、東側は壁が垂直に近く深いため、別の遺構で、東側が堀Bの東西方向の部分に対応する可能性もある。4号柱列については、絵図に対応する記載が無く

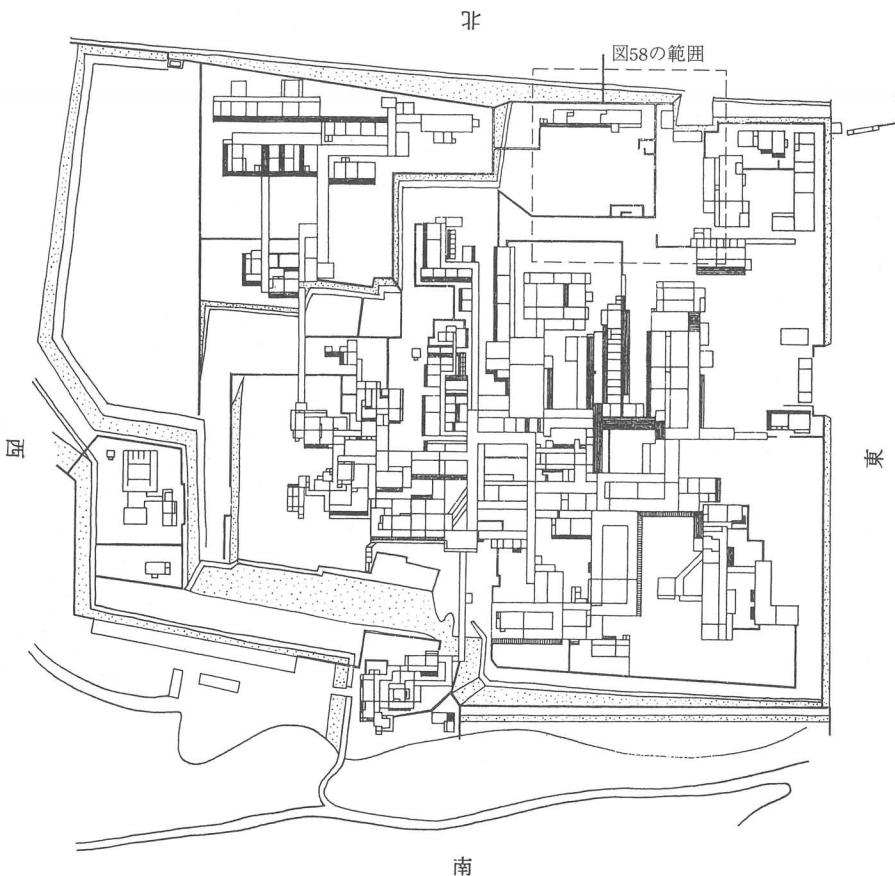


図57 肯山公造成木写之略図

Fig. 57 The picture map called "Mokusya-no-ryakuzu" showing the plot plan of Ninomaru

不明とせざるを得ないが、枠形状の施設の北東側には、東西に長い建物が描かれており、それに付随する施設かもしれない。確実でない部分も多いが、以上のような対比で、大きな矛盾は無いものと考えておきたい。

元禄年間の二の丸改造以降は、「台所門」西側の南北方向の堀は、南側で「御廁」の北東隅に取り付いている。北側にも「御蔵」が存在し、その南東隅に堀が取り付く（図49）。この関係は、元禄年間以降の状況を描いた絵図では、基本的に変化が無く一貫している。上記の検討を踏まえれば、元禄年間の改造以前は西寄りに堀が存在し、微妙に位置をずらして建て替えられていたのに対して、元禄年間の改造以降は堀の位置が東にずれるとともに、堀が他の建物に取り付くため、位置を変えることがほとんどなくなった可能性を考えておきたい。

V期については、堀に対応する遺構が見つかっていないが、上述のように現代の削平で失わ

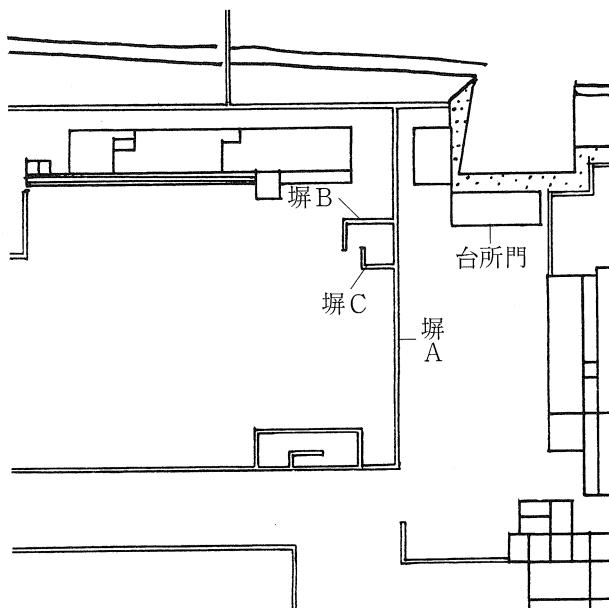


図58 肯山公造成木写之略図の台所門付近

Fig. 58 The plot plan of buildings around *Daidokoro-mon*, the north gate of *Ninomaru*

れている可能性もあるため、16号柱列に近い位置に、本来は堀が存在したものと考えておきたい。よってⅢ期・Ⅳ期・Ⅴ期の遺構群は、「台所門」西側の堀の、裏手にあたる区域に造られた遺構と考えられる。特に、ゴミ穴と考えられるⅣ期の15号土坑・16号土坑などは、ちょうど堀の裏側にあたる所に造られていることとなる。

第9地点の調査区の中央から東側には、Ⅳ期には2号池が、Ⅴ期には1号池が造られる(図54)。「台所門」の北東から、中奥にかけての区域には、大きな池が元禄年間より後の絵

図には全て描かれており、第9地点で発見された2号池・1号池とそれらに取り付く溝は、この大きな池の南東側にあたると考えられる。第9地点の調査区に近い、池の南東の縁には、いずれの絵図においても、何らかの施設が描かれている。詳細がはっきりするものは少ないが、水門のように見えなくもない。享和二年図では、この水門のような施設から溝が外側に延びている(図49)。2号池に付随する3号溝や、1号池に付随する2号溝は、絵図に見える池につながる可能性が、位置関係から考えられる。よって、2号池・1号池は、絵図に見える大きな池に付随し、水の出入りを調整する役割を考えておきたい。

④ 現地形上での二の丸建物の配置復元

以上の推定を基本として、現状での二の丸施設の推定位置を復元したのが、付図1である。位置関係は、第2地点を基準とし、前述のように文化元年図を使用し、1間=6尺3寸に縮尺したものを使用した。第9地点では、Ⅳ期の遺構に、16号柱列を加えて記入した。第5地点では、Ⅲb期とした二の丸中奥新段階の遺構群を記入した。ただし、二の丸中奥古段階のⅢa期の遺構群も、基本的な遺構の配置関係は、Ⅲb期と同じである。この第5地点でも、中奥北側の堀よりさらに北側には、道路をはさんで「中奥馬場」や「屏風蔵」などが展開する。この範囲を描いた絵図としては、享和2年図と「御修復帳」がある。これらの絵図と検出された遺構については、細かな数値ではずれる部分もあるが、大きな位置関係は対応することが判明している(年報7)。そのため、これらの絵図をもとに、遺構の実寸に合わせて調整して復元して

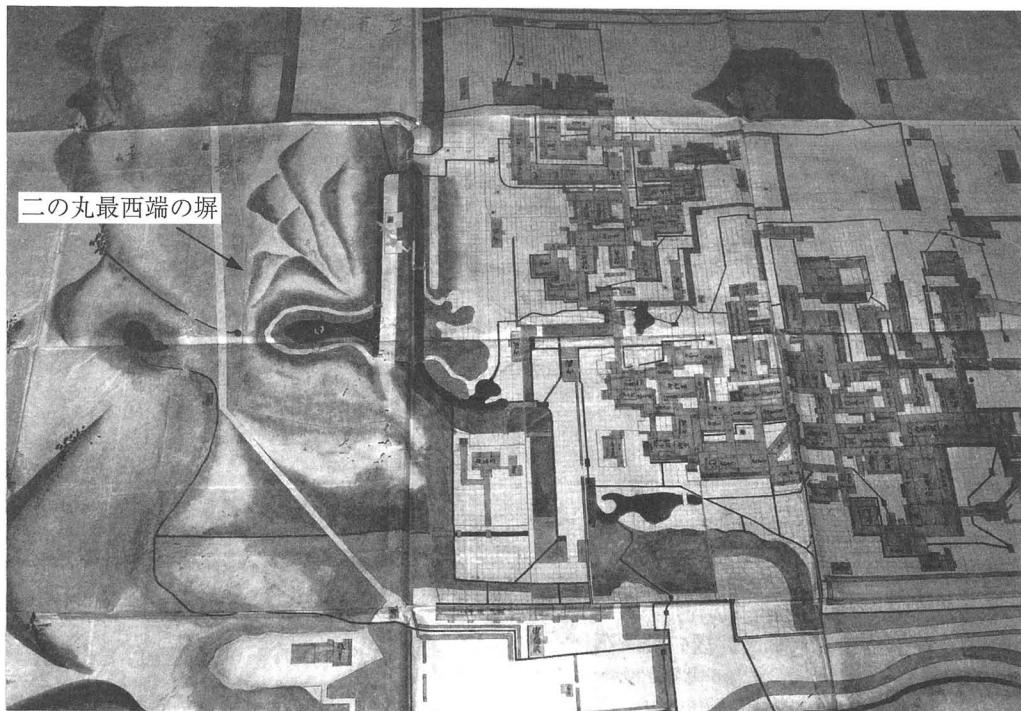


図59 享和二年之御家作御絵図写の二の丸西端部分

Fig. 59 The west part of Ninomaru shown in the picture map made in 1802

いる。

二の丸北側の堀については、南側の落ち際は、第5地点の付帯施設部分の調査区の北端で検出されている（年報7）。一方、堀の北側については、第8地点（年報4）と第12地点の調査において、岸の部分が検出されている。第12地点については未報告であるが、調査の概要と堀の復元については、既に公表している（須藤ほか1997）。第12地点で検出された堀を横切る堰状の施設は、幕末の「安政補正改革仙府絵図」に見える堰と思われる施設であり、この位置関係を基準に、およそではあるが、二の丸北側の堀の位置が推定できている。付図1には、この堀の位置も入れてある。

第1地点（年報1）では、西側を大きく削った斜面と、その斜面の下に南北方向の溝が発見されている。絵図では、「因縁殿」の北側に、南北に溝が描かれている。第1地点の溝は、この絵図に見える溝よりは、東側の位置にあたる。むしろ、絵図に見える溝の東側の、「土手」とされている部分が、調査区で検出された地山を削り出した斜面に相当するものと考えられる。

第4地点では、層序関係や出土遺物から時期を限定できないが、3列の掘立柱列が検出されており、「台所門」北側の、「御借長屋」に、その位置がほぼ相当する。これらの柱列は、他の二の丸建物群と比べると、5度ほどさらに西に傾いている。文化元年図では、この「御借長屋」

は、他の二の丸建物群と同じ方向で描かれているが、享和二年図などの絵図では、二の丸建物群よりさらに西に傾いて描かれており、検出遺構の方向とほぼ対応する（図49）。特に、3号柱列は、「御借長屋」の西側の桁行にほぼ位置が対応する。ただし、この3号柱列は、斜めに柱が埋め込まれており、建物の柱とするには疑問が残る。そのため、「御借長屋」か、それに関連する施設と考えておきたい。

第6地点では、本体調査区でV字状につながると推定される2本の溝が検出されている。元禄年間より後の絵図では、埋められたため描かれていないので、付図には入れなかつたが、「肯山公造成本写之略図」には、このV字状の溝が描かれている。西側の調査区で検出された石垣状遺構では、柱穴や礎石などは検出されていないが、大量の板屏瓦が出土していることから、堀の基礎であったものと考えられる。これは、享和二年図などに描かれている、二の丸最西端の堀に対応するものと考えられる（図59）。

第7地点については、二の丸正門の「詰の門」と大手門の間にあたり、蔵などが置かれていた位置にあたる。これについては、狭義の二の丸の範囲の外側にあたることと、すぐ近くを1992年度に調査しており、それを含めて、あらためて検討することとしたい。

⑤ 二の丸造営の基準方位について

先にも述べたように、二の丸期の遺構の方位は、主要な区域から離れる、周辺の区域以外の調査区では、ほとんどがN-24~25度-Wであり、中でも25度傾くものがほとんどである。したがって、二の丸期の地割りは、北で25度西偏するものと考えられる。第5地点で検出された、元禄年間の二の丸大改造以前の、五郎八姫の西屋敷と姫死去後の「天麟院様元御屋敷」と呼ばれた時期の遺構群も、二の丸期と同様に25度西偏する。これに対して第9地点のⅠ期の遺構群、すなわち二の丸造営以前の伊達宗泰の屋敷に関わると考えられる遺構群の方位は、N-30度-Wである。

このように、慶長年間頃と思われる伊達宗泰の屋敷の造営時には、30度西偏して造営され、元和6年の西屋敷の造営では25度となり、それを踏襲して寛永15年の二の丸造営でも25度西偏した地割りが採用されたということになる。前述のように、『東奥老士夜話』の記載では、宗泰の屋敷の「広間」が、二の丸の「広間」として使われたとの言い伝えが記されている。この「広間」とは、二の丸の中では最も中心を占め、本丸の「大広間」に相当する「小広間」のことと思われる。第9地点で検出された遺構の方向が、宗泰の屋敷全体に渡っていたのかどうかについては、現状では不明とせざるを得ない。仮に同じ方向をとっていた場合には、二の丸造営時に、建物の向きを5度程変える必要があったこととなる。『東奥老士夜話』の記載が、事実を伝えたものかどうかは検討の必要があり、建築部材を利用したことを指している可能性も含めて検討していく必要があるだろう。

(4) 二の丸造営時の地形改変について

二の丸造営時の地形改変の様子を検討するために、これまでの調査地点で検出された、二の丸造営時の整地層の厚さを、次に整理してみたい。数値は平均的なところで計測した、おおよその値である。また、整地以前に、人工的な遺構が造られている場合は、それを除いた厚さを概算した。

第2地点（「小広間」周辺）	： 20cm
第3地点（「元御書院」周辺）	： なし
第10地点2区（「御客之間」北側）	： 20cm
第10地点3区（「小広間」周辺）	： なし
第5地点（中奥北端付近）	： 30～100cm
第9地点（「台所門」東側）	： 30～100cm

このように、二の丸の中核である「小広間」周辺では、二の丸造営時の整地層は、検出されないか、あっても薄い。二の丸のなかでも周辺に近い第5地点・第9地点では、厚いところでは1mに達する大規模な整地が行われていることと対照的である。「小広間」などの中心的な建物は、もともと標高の高い部分を選んで配置されていたことを示すのであろう。

また、二の丸の正門である「詰之門」の東外側にあたる第7地点5区では、深さ1m以上の沢を、二の丸造営時に埋めていることが判明している（年報4）。西側の山側の部分に近い第1地点の調査区では、2m以上の高さを、大きく削り落としている（年報1）。調査を行った範囲が限られているため、詳細は不明な点が多いが、もともとの地形は、西から東へ緩やかに傾斜し、小規模な沢などがそこに入ることによって、凹凸があったものと推定される。二の丸造営時には、山側の高い部分を削り、沢や低い部分を埋めることによって、平坦面を広げる工事が、大規模に行われていたものと考えられる。

(5) 建物の基礎構造について

これまでの二の丸跡の調査で検出された建物などの基礎構造を見ると、地点や時期によって様々な構造が見られる。絵図との対比などで、建物の性格がある程度判明しているものを中心に、これらを整理してみると、次のようになる。

礎石

第2地点礎石建物	： 小広間周辺の建物
第5地点本体区Ia期6・7号建物跡	： 西屋敷の建物群
第5地点5区8・9号建物跡	： 屏風蔵

掘立柱

第5地点本体区Ⅲ期4～15・18号柱列、3号建物跡：塀・腰掛

第9地点Ⅲ期4～15号柱列・Ⅳ期？16号柱列：塀

第10地点2区ピット2：廊下？

石垣状の基礎

第6地点西区石垣状遺構：二の丸最西端の塀

掘立柱には、ただ柱穴を掘るだけのもの、柱穴の底面に石を埋め込み、その石の上に柱を立てるもの、布掘の底面に柱を据える石を埋め込むものがある。一連の柱列でも、柱穴によって、石を入れるものと入れないものが混在する場合もあり、地盤の状況などで使い分けられたのであろう。

特殊なものとしては、第5地点で検出された、中奥北側の門跡2がある（年報6）。柱掘り方の底面に、円礫を一面に詰め込み根固めとし、その上の礎石に柱を立てるが、礎石は地表に出ず、地中に埋め込まれている。この門を造り替えた門跡1は、地中に埋めた梁の両端にほど穴を開け、その穴に本柱を差し込んで立てた簡素な構造である。また、第6地点で検出された石垣状の塀の基礎は、この場所が二の丸西端の、丘陵にかかる部分にあたり、斜面に塀が造られていることと関係するものであろう。

このような特殊なものを除くと、上屋構造の加重が軽いと想定されるもの、あるいは建て替えの頻度が高いと思われる施設ほど、簡素な基礎構造となっていると言える。時期別に見ると、礎石建物と通常の掘立柱建物は、17世紀前半から幕末まで存在しており、構造の違いは、時期による変化と言うよりは、建物の性格によって使い分けられていたと考えた方が良いであろう。今後の検証が必要ではあるが、建物の性格を検討する際の、一つの目安にはなるだろう。

(6) 小結

検出遺構と絵図との対比、現況での二の丸建物群の位置推定について、年報7で検討した結論に沿って、今回、第9地点・第10地点を検討した。

二の丸造営以前では、二の丸以前に置かれていた伊達宗泰の屋敷の北端から、宗泰の屋敷の北側に置かれた五郎八姫の西屋敷との境付近に第9地点の調査区が対比できる。また、周辺の調査区を含めて、二の丸造営以前の遺構が、3時期に細分されることが明らかとなった。

二の丸期の遺構では、第9地点は二の丸裏門である「台所門」の西側に南北にのびる塀から、さらにその西側の区域にあたると考えられた。第10地点2区は「御客之間」の北側の、「御奉公衆御留置所」の前の2本の廊下にはさまれた区域に相当すると考えられた。以上の検討を基礎として、これまでの二の丸跡の調査地点で検出された遺構の検討を行い、現状での二の丸建物群の位置推定を行った。これらの絵図との対比において、大きく矛盾する部分は無く、細部

の調整はなお必要であるが、大筋では付図1に示したような対比を考えて、大過無いものと思われる。今後解決しなければならない問題も多く残されているが、二の丸の諸施設の位置関係を、ほぼ推定できるようになったことを、1983年以降の二の丸跡の考古学的調査の今日的到達点としておきたい。

《引用・参考文献》

- 坂田 啓編 1995 『私本 仙台藩士事典』創栄出版
佐藤 巧 1979 『近世武士住宅』
佐藤 巧 1967 「仙台城の建築」『仙台城』仙台市教育委員会
平重道編 1973 『伊達治家記録三』 宝文堂出版
平重道編 1974 『伊達治家記録四』 宝文堂出版
東北大学埋蔵文化財調査委員会 1985 『東北大学埋蔵文化財調査年報1』
東北大学埋蔵文化財調査委員会 1990 『東北大学埋蔵文化財調査年報3』
東北大学埋蔵文化財調査委員会 1992 『東北大学埋蔵文化財調査年報4・5』
東北大学埋蔵文化財調査委員会 1993 『東北大学埋蔵文化財調査年報6』
東北大学埋蔵文化財調査委員会 1994 『東北大学埋蔵文化財調査年報7』
東北大学埋蔵文化財調査研究センター 1997 『東北大学埋蔵文化財調査年報8』
須藤隆・藤沢敦・関根達人・菊池佳子 1997 「仙台城二の丸跡と周辺武家屋敷跡の調査」
『考古学ジャーナル』417 pp. 17~22